

別表第2

助成の種類	助成金の額
建築物修景助成	修景工事に要する費用の2分の1以内。 ただし、2,000,000円を限度とする。
工作物修景助成	修景工事に要する費用の2分の1以内。 ただし、2,000,000円を限度とする。
広告物等修景助成	修景工事に要する費用の2分の1以内。 ただし、2,000,000円を限度とする。
建築物等除却助成	除却工事に要する費用の2分の1以内。 ただし、2,000,000円を限度とする。